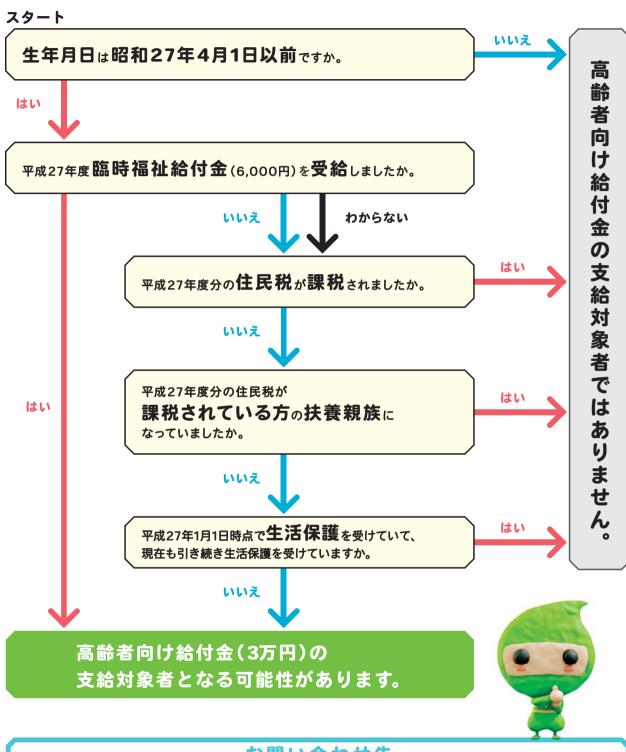
支給対象者診断チャート 「高齢者向け給付金」



お問い合わせ先

「厚生労働省給付金専用ダイヤル O570-O37-192」または 「申請先の市町村」へお問い合わせください。 検索 カクニンジャ

一億総活躍社会の実現に向け、

賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。

確認じや! 高龄者向け給付金。

- ●給付金を受け取るためには、 申請が必要です。
- ●申請先は、昨年(平成27年)1月1日 時点でお住まいの市町村です。
- ●市町村ごとに申請受付期間が 異なります。

高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の 支給対象者のうち、

平成28年度中に65歳以上になる方





お問い合わせ先

カクニンジャ 検索





支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に

該当する方のうち、

平成29年3月31日までに65歳以上になる方

(ただし、生活保護の受給者である方などは除きます。)



Q.よくあるご質問	A.回答
Q.「平成27年度臨時福祉給付金の 支給対象者」とはどのような人ですか?	A.平成27年度分の住民税が課税されていない方です。 (ただし、住民税において、 課税者の扶養親族になっている方は除きます。)
Q.年金を受給していなくても、 今回の給付金の支給対象者になりますか?	A.支給対象者になります。 年金を受給しているか否かは問いません。
Q.住民税が課税されない所得水準の目安 (非課税限度額)を教えてください。	A.お住まいの地域によって異なりますが、収入が年金のみで東京23区等にお住まいの場合、単身者で年収「155万円」、配偶者を扶養している場合で年収「211万円」となります。
Q.平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者 に該当しますが実際には受給していません。 今回の給付金の支給対象者になりますか?	A.支給対象者になります。 平成27年度臨時福祉給付金を 実際に受給したか否かは問いません。
Q.「平成29年3月31日までに65歳以上に なる方」は、いつまでに生まれた人ですか?	A.昭和27年4月1日以前に生まれた方です。 (昭和27年4月1日に生まれた方も含みます。)
Q.平成27年1月2日以降に引っ越した場合の 給付金の申請先はどこですか?	A.平成27年1月1日時点で住民票がある市町村になります。 給付金は申請先の市町村から支給されます。 ※平成27年1月2日以降に市町村の区域を越えて 引っ越した場合は、申請先が現在お住まいの市町村と 異なりますので、ご注意ください。

支給額

1人につき 30,000円

※支給は1回です。



申請方法

- ○高齢者向け給付金を受け取るためには、市町村へ申請が必要です。
- ○申請先は、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村です。 (平成27年から現在まで引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。)
- ○申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。
- ○詳細は、各市町村からの広報や 厚生労働省の特設ホームページ(「カクニンジャ」で検索)をご確認ください。

申請方法例(下記の方法は一例です。詳細は各市町村へご確認ください。)

1 申請書 を入手 高齢者向け給付金を受け取るためには、申請が必要です。 平成27年1月1日時点で住民票がある市町村(申請先)から 申請書を入手してください。

2 申請書 に記入

申請書に必要事項を漏れなく記入してください。

3 申請書 を提出

申請書の記入、必要書類の添付が終わったら、申請受付期間内に市町村へ 郵送するか、市町村の窓口に直接提出してください。

4 給付金の受取

支給要件を満たした方は、申請書に記載した指定口座に入金されます。 ※口座を持っていない方などは、申請先の市町村へご相談ください。